

北名古屋市国際交流協会外国語通訳派遣事業実施要綱

平成 21 年 6 月 5 日 制定（第 3 号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、北名古屋市内で活動する法人、団体、グループ等（以下「団体等」という。）の外国語通訳派遣要請に応じて、北名古屋市国際交流協会（以下「協会」という。）が協会登録の通訳を派遣するために必要な事項を定めるものとする。

（通訳派遣の手続き）

第2条 外国語通訳の派遣を受けようとする団体等は、派遣を受けようとする日の15日前まで（協会が特に認める場合を除く。）に、外国語通訳派遣申請書(様式第1)により、派遣期日、派遣人数、外国語の種別その他必要事項を協会に申請しなければならない。

2 協会は、前項の申請があったときは、協会の外国語通訳ボランティア名簿の中から申請内容に適する外国語通訳を選定し、その氏名を通訳料の予定金額その他必要事項とともに、外国語通訳派遣決定通知書(様式第2。以下「決定通知書」という。)により、申請団体等に通知するものとする。

3 前項の場合、必要と認めるときは、派遣に条件を付することができる。

4 協会は、第2項により派遣する外国語通訳を選定したときは、外国語通訳依頼書（様式第3）により、当該外国語通訳にその旨通知しなければならない。

（通訳料）

第3条 外国語通訳の派遣を受けた団体等は、外国語通訳事務の終了後、協会を通して速やかに当該派遣通訳に通訳料を支払わなければならない。

2 通訳料は次のとおりとする。ただし、その内容等によっては、申請団体等と協議のうえ、これを増額又は減額することができる。

(1) 1日の通訳時間が4時間以内のもの 通訳1人につき 10,000円

(2) 1日の通訳時間が4時間を超え8時間以内のもの 外国語通訳の派遣を受けた団体等1人につき 20,000円

(3) 1日の通訳時間が8時間を超えるもの 外国語通訳の派遣を受けた団体等1人につき 30,000円

（通訳料の補助）

第4条 協会は、外国語通訳の派遣を受けた団体等が協会の会員であるときは、団体等が支払った通訳料の2分の1（その額が100円に満たないときはこれを切り捨てた額）を補助することができる。ただし、補助の額は通訳1人につき10,000円を限度とする。

2 前項の補助金を受けようとする団体等は、外国語通訳派遣申請書の所定の欄にその旨記載するものとする。

3 協会は、事業終了後団体等が提示する通訳料の領収書を確認し、補助金を交付するものとする。

（事業、通訳料等の変更）

第5条 第2条第1項の外国語通訳派遣申請書に記載された内容に変更（中止又は廃止をふくむ。）があったときは、申請団体等は、速やかにその旨協会に通知しなければならない。

2 第2条第2項の決定通知書に記載された通訳料の予定額が、通訳時間の変更又は事業の変更により減額（中止を含む。）又は増額となったときは、申請団体等は、速やかにその旨協会に通知しなければならない。

（事業内容の変更による決定の取消し等）

第6条 協会は、第2条第2項の決定通知書の交付後であっても、第5条の変更が生じたときは、決定を変更（取り消しを含む。）することができる。

（補助金の返還）

第7条 協会は、団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を期限を定めて返還を命じなければならない。

(1) 申請等の手続および事業の実施にあたって、虚偽の申告、不正の事実があったとき。

(2) 派遣通訳及び補助金を事業の目的以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められるとき。

（帳簿等の調査）

第8条 協会は、必要があると認めるときは、団体等の帳簿その他の書類の提出を求めることができる。

（雑則）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

様式第1(第2条、第4条関係)

年 月 日

北名古屋市国際交流協会 様

【補助対象団体等】

(名称)

(所在地)北名古屋市

(代表者の氏名)

(代表者の住所)

(代表者の電話番号)

外国語通訳派遣申請書

外国語通訳の派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 通訳派遣期日 平成 年 月 日
- 2 通訳派遣場所 北名古屋市 番地(施設の名:)
- 3 通訳をする事務の内容
- 4 通訳を必要とする時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
- 5 通訳の対象となる言語 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・
その他(語)
- 6 通訳の対象となる外国人の人数 人
- 7 必要とする通訳の人数 人
- 8 事前打合せの有無 有・無(有の場合その回数: 回)
- 9 事務担当者の氏名と連絡先
氏名: (課 係)
連絡先 電話: eメール:
ファックス:

【協会会員の場合は、以下ア又イに○をつけてください。】

なお、上記外国語通訳派遣申請に併せて、外国語通訳料にかかる補助金を(ア申請します イ 申請しません)。後日通訳料の領収書を提示いたしますので、確認の上補助金を交付してください。

様式第 2(第 2 条 関係)

第 号
年 月 日

(補助団体等の名称)

(代表者の氏名) 様

北名古屋市国際交流協会 印

外国語通訳派遣決定通知書

年 月 日 付けで申請のありました外国語通訳派遣については、下記のとおり派遣することに決定したので通知します。

記

- 1 通訳派遣期日 平成 年 月 日
- 2 通訳派遣場所 北名古屋市 番地(施設の名:)
- 3 通訳派遣時間 午前・午後 時 分～午前・午後 時 分
- 4 通訳する言語 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・その他
(語)
- 5 派遣する通訳の氏名と連絡先
- 6 通訳料(予定額) 円
- 7 その他必要とする事項

※この件にかかるお問い合わせ先

北名古屋市西之保清水田 15 北名古屋市役所(西庁舎内) 北名古屋市国際交流協会

TEL 0568 (22) 1111 (内線 2400) Fax 0568 (25) 1800

e-mail info@kitanagoya-kiia.jp

※具体的な打合せは、直接派遣通訳と行ってください。

様式第3((第2条関係))

第 号
年 月 日

(派遣通訳の氏名) 様

北名古屋市国際交流協会

印

外国語通訳依頼書

本協会の外国語通訳派遣事業実施要綱に基づき、年 月 日付けで別紙のとおり外国語通訳の派遣申請がありました。申請内容を検討した結果、あなたを派遣させていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

なお、具体的な打合せは、後日、派遣先の担当者からご連絡がございますので、直接行ってください。

※この件にかかる制度等のお問い合わせは、下記までお願いいたします。

北名古屋市西之保清水田15 北名古屋市役所(西庁舎内) 北名古屋市国際交流協会

Tel 0568(22)1111(内線2400) Fax 0568(25)1800

e-mail info@kitanagoya-kiia.jp